

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

令和 4 年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和 4 年 11 月 11 日付松監第 36 号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 教育研修センター事務所	所管課等長氏名 光岡 葉子
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(4) 小学校、中学校</b> ・情報資産取り扱い機器一覧表の適正な整備について</p> <p>小学校 8 校、中学校 4 校では、監視カメラ映像が保存されたレコーダーを情報資産取り扱い機器一覧表に記載していない状況が見受けられた。また、久米中学校では、情報資産取り扱い機器一覧表に記載している USB メモリの本数が現物と一致していない状況が見受けられた。さらに、久米小学校及び小野中学校では、情報資産取り扱い機器一覧表に管理者や使用場所等の記載がなかった。</p> <p>今後においては、情報資産取り扱い機器の適正な整備を徹底されたい。</p> <p>[五明小学校・日浦小学校・福音小学校・久米小学校・窪田小学校・双葉小学校・みどり小学校・味生小学校・桑原中学校・久米中学校・小野中学校・南中学校]</p> <p><b>むすび</b> <b>記録媒体等管理台帳等の適正な整備について</b></p> <p>松山市情報システム管理運営要綱において、保有する記録媒体等について記録媒体等管理台帳を整備し、適正に管理しなければならないと定められているが、公民館ではパソコン、保育所では監視カメラ等を記録媒体等管理台帳に記載していない状況等が見受けられた。</p> <p>また、各学校の教育情報セキュリティ実施手順において、情報資産を取り扱う機器や媒体は情報資産取り扱い機器一覧表のとおり管理すると定められているが、監視カメラを情報資産取り扱い機器一覧表に記載していない状況や USB メモリの本数が一致していない状況等が見受けられた。</p> <p>記録媒体等の紛失による情報漏えい等のセ</p>	<p><b>(4) 小学校、中学校</b> ・情報資産取り扱い機器一覧表の適正な整備について</p> <p>小学校 8 校、中学校 4 校については、監視カメラ映像が保存されたレコーダーを情報資産取り扱い機器一覧表に記載するよう直ちに連絡し、適切に記載したことを確認するとともに、全市立小中学校に記載するよう通知を行った。</p> <p>久米中学校については、USB メモリの本数が情報資産取り扱い機器一覧表と一致していないことについて確認したところ、一覧表が最新の状態に更新されていないことが判明したため、直ちに更新するよう連絡し、適切に更新したことを確認した。</p> <p>久米小学校及び小野中学校については、情報資産取り扱い機器一覧表の書式を見直し、現在は適切に管理していることを確認した。</p>

セキュリティ事故を防ぐために、記録媒体等管理台帳や情報資産取り扱い機器一覧表等の管理は遵守すべき重要なことである。所管部署においては、情報資産を取り扱う職員のセキュリティ意識の向上と記録媒体等管理台帳等の適正な整備について指導を徹底されたい。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

4 松(高)第 6 2 6 号

令和 5 年 1 月 1 1 日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和 4 年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和 5 年 1 月 11 日付松監第 41 号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定等により通知します。

所管部課等 保健福祉部 高齢福祉課	所管課等長氏名 高市 直樹
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>松山市総合福祉センター</b></p> <p>①業務責任者の通知について</p> <p>松山市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書第 5 条に規定されている管理業務の範囲において、同条第 2 項には業務責任者を選任し、速やかにその者の役職及び氏名を松山市に通知することが義務付けられているが、業務責任者の役職及び氏名を松山市に通知していない状況が見受けられた。</p> <p>担当課においては、基本協定書に基づき速やかに通知するよう指導されたい。</p> <p>②指定期間を超過した第三者への委託について</p> <p>松山市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書第 8 条第 1 項に、事前に松山市の承諾を受けた場合は、管理運営業務の一部を第三者に委託することができるとしているが、第三者に委託した業務の契約期間が、指定管理者として指定する期間(平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)を超過する長期継続契約が 2 件あった。</p> <p>指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとされており、その指定期間を超過した第三者への委託はできないため、早急に改善されたい。</p>	<p><b>松山市総合福祉センター</b></p> <p>① 業務責任者の通知について</p> <p>指定管理業務に係る業務責任者の役職及び氏名を速やかに松山市に通知するように指定管理者へ指導を行い、通知を受理した。</p> <p>② 指定期間を超過した第三者への委託について</p> <p>指摘を受けた 2 件の契約について、指定管理者に対し改善するように指導を行い、指定管理期間内で契約を終了する措置を講じた。</p>

様式第1号（第3条関係）

4松（道後）第90号

令和5年1月17日

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和4年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年1月11日付松監第41号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 道後温泉事務所	所管課等長氏名 山内 充
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<b>未来へつなぐ道後まちづくり事業開催等負担金</b> ・私費による立替払について 郵送代等において、事務局職員が私費による立替払をしている状況が複数見受けられた。 立替払は、地方自治法上認められておらず、松山市財務会計規則にも基づかない不適正な会計処理である。また、本来は支払いが見込まれる期日前に資金前渡を活用した事務手続きをすべきところを、適切な時期に支出事務を行わず、事務処理の遅延も見受けられたほか、精算処理が行われていなかった。 事務局規程には支出その他の財務に関する事項については、松山市財務会計規則の例によることとされており、今後においては、適正かつ計画的な会計事務を行うよう徹底されたい。	<b>未来へつなぐ道後まちづくり事業開催等負担金</b> ・私費による立替払について 再発防止に向けて、立替払は不適切な会計処理であることを職員に周知徹底するとともに、資金前渡払にし、精算書による過不足分処理とするよう改め、立替払が発生しないよう会計事務を改善している。 また、支払いが見込まれる期日前に資金前渡し、資金前渡金について、精算時期到来時、速やかに精算手続きを行うよう事務処理を改めた。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年1月20日付松監第45号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 地域学習振興課	所管課等長氏名 西 口 力 生
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<b>1 収入事務について</b> <b>(6) 公民館費雑入</b> ・自動販売機設置に係る契約書の未作成について 公民館 16 館及び分館 26 館に設置している自動販売機は、年度ごとの契約となっているが、令和 4 年度の契約を締結することなく、販売手数料等を徴収している状況が見受けられた。 契約書は契約内容を明確にし、契約の履行を確保するための重要な手続きであるため、今後においては適正な事務処理に努められたい。	<b>1 収入事務について</b> <b>(6) 公民館費雑入</b> ・自動販売機設置に係る契約書の未作成について 令和 4 年度の契約については、令和 4 年 10 月 31 日に、相手方と契約書を締結し、販売手数料を適正な状態で徴収しています。加えて、令和 5 年度以降は、適正な事務処理を徹底するよう指導しました。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年1月20日付松監第45号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 秘書広報部 東京事務所	所管課等長氏名 中 矢 光 一
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>1 東京事務所管理事務の支出事務について</b></p> <p>・私費による立替払について 自動車借上料について、資金前渡金は所長名義の銀行預金口座で管理しているが、自動車借上料を現金で支払う際、事前に資金を受け取ることなく、職員が私費による立替払を行い、後日、銀行預金口座から現金を引き出している状況が複数見受けられた。</p> <p>立替払は、地方自治法上認められておらず、松山市財務会計規則にも基づかない不適正な会計処理であるため、改められたい。</p>	<p><b>1 東京事務所管理事務の支出事務について</b></p> <p>・私費による立替払について 自動車借上料について、監査期間中の令和4年11月に事務手続きを見直し、常時、一定額の資金を金庫に管理して、私費による立替払を行わないよう改めました。</p> <p>今後は、資金管理を徹底するとともに、関係法令等に従い適正な事務処理に努めてまいります。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前 田 昌 一

令和4年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年1月20日付松監第45号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 保健体育課	所管課等長氏名 野 口 信 隆
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>1 収入事務について</b> <b>(1) 保健体育総務費負担金</b> ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金収納事務の委託について 日本スポーツ振興センター災害共済掛金にかかる保護者負担金について、納付書払で納入を受ける場合、コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器を利用した決済サービスによる収納方法も対応している状況が見受けられた。歳入の収納事務を私人に委託できるものは、地方自治法施行令に定められるものに限定されており、負担金については、市の規則に定めるものに限定とされている。当該負担金は規則に定めがないため、引き続き収納事務を委託する場合は、松山市財務会計規則等を適正に整備されたい。</p> <p><b>(2) 学校給食費雑入</b> ・自動販売機販売手数料の請求事務の遅延について 自動販売機販売手数料の収入については、自動販売機設置に関する契約書第 5 条第 2 項に「手数料は、毎月末締めで計算し、売上明細書を市に提示し、翌月末までに市に支払うものとする」と規定されているが、請求事務の遅延により翌月末までに支払われていない状況が見受けられた。 今後は、契約書の規定に沿った適正な事務処理に努められたい。</p>	<p><b>1 収入事務について</b> <b>(1) 保健体育総務費負担金</b> ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金収納事務の委託について 松山市財務会計規則を令和 5 年 1 月 6 日付で改正し、日本スポーツ振興センター災害共済掛金にかかる保護者負担金を追加するとともに、地方自治法施行令の定めに基づき、その旨を令和 5 年 1 月 1 0 日に告示した。</p> <p><b>(2) 学校給食費雑入</b> ・自動販売機販売手数料の請求事務の遅延について 今回の指摘を受け、相手方のシステムに登録し、インターネット上で請求金額を確認し、速やかに調定処理が行えるよう改めるとともに、事務マニュアルを精査し、支払期限と調定処理についての注意書きを追加することで再発防止を講じることとした。 なお、本契約については、相手方からの申し出により、今年度末で契約を終了し、4 月以降に自動販売機も撤去することとなった。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年3月22日付松監第57号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 観光・国際交流課	所管課等長氏名 森 本 智 恵
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>1 収入事務について</b></p> <p><b>(1) 観光総務使用料</b></p> <p><b>1) 二之丸史跡庭園使用料</b></p> <p>・二之丸史跡庭園使用料徴収を私人に委託する場合の告示について</p> <p>二之丸史跡庭園の入園料・茶室等使用料は、松山市城山公園及び公園内施設（松山城天守閣・城山索道施設・松山城二之丸史跡庭園）等指定管理者管理業務仕様書で、使用料等の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、平成 30 年 4 月の委託開始時から告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。</p> <p><b>2) 交流ホール等使用料</b></p> <p>・交流ホール等使用料徴収を私人に委託する場合の告示について</p> <p>松山城観光交流ホール等の使用料は、松山市城山公園及び公園内施設（松山城天守閣・城山索道施設・松山城二之丸史跡庭園）等指定管理者管理業務仕様書で、使用料等の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務</p>	<p><b>1 収入事務について</b></p> <p><b>(1) 観光総務使用料</b></p> <p><b>1) 二之丸史跡庭園使用料</b></p> <p>・二之丸史跡庭園使用料徴収を私人に委託する場合の告示について</p> <p>二之丸史跡庭園使用料徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和 4 年 12 月 14 日付で告示を行った。</p> <p>今後は、関係法令等に基づいた適正な事務処理に努める。</p> <p><b>2) 交流ホール等使用料</b></p> <p>・交流ホール等使用料徴収を私人に委託する場合の告示について</p> <p>交流ホール等使用料徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和 4 年 12 月 14 日付で告示を行った。</p> <p>今後は、関係法令等に基づいた適正な事務処理に努める。</p>



を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項により告示するものと規定されているが、平成30年4月の委託開始時から告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。

#### (4) 旅客運輸使用料

・旅客運輸使用料徴収を私人に委託する場合の告示について

ロープウェイ及びリフトの使用料は、松山市城山公園及び公園内施設（松山城天守閣・城山索道施設・松山城二之丸史跡庭園）等指定管理者管理業務仕様書で、使用料等の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項により告示するものと規定されているが、平成30年4月の委託開始時から告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。

#### (5) 城閣観覧手数料

・城閣観覧手数料徴収を私人に委託する場合の告示について

松山城天守観覧料は、松山市城山公園及び公園内施設（松山城天守閣・城山索道施設・松山城二之丸史跡庭園）等指定管理者管理業務仕様書で、使用料等の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項により告示するものと規定されているが、平成30年4月の委託開始時から告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。

#### (4) 旅客運輸使用料

・旅客運輸使用料徴収を私人に委託する場合の告示について

旅客運輸使用料徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和4年12月14日付で告示を行った。

今後は、関係法令等に基づいた適正な事務処理に努める。

#### (5) 城閣観覧手数料

・城閣観覧手数料徴収を私人に委託する場合の告示について

城閣観覧手数料徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和4年12月14日付で告示を行った。

今後は、関係法令等に基づいた適正な事務処理に努める。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

教育委員会事務局学校教育課・保健体育課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(指摘4)校納金(学校給食費を含む)の未納対策(P.154)</b></p> <p>学校給食費を含む未納校納金の減少に資するとは限らないが、少なくとも教職員が個人的に未納校納金を立て替えたり、会計間で融通をしなくて済むように、松山市は対策を講じなければならない。</p>	<p>平成29年に「学校納入金未納処理マニュアル」を作成し、納入確約書の取得、督促の手法、納入に至るまでの経緯を記載する個別調書の作成等を示し、未納対策に学校全体で適正に取り組むよう指示するとともに、教職員等の研修を行っている。</p> <p>また、平成28年度以降、毎年、担当職員が全小中学校へ出向き、会計処理等の監査を行い、未納の現状把握や対応等について確認し、指導を行っている。</p> <p>令和4年度からは学校給食費を公会計化し、教材費等も含めて校納金の口座振替事務を松山市が行うこととした。これに合わせて、再振替や児童手当からの特別徴収を実施し、滞納者への対応を松山市としてもフォローするなど、未納対策を講じている。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

保健福祉部 高齢福祉課 (広域福祉施設事務組合)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 11) 事業計画に沿った運営ができて いるかの検証</p> <p>上記のとおり、平成 28 年度において広 域福祉施設事務組合には事業計画がない。 松山市においては、広域福祉施設事務組 合の事業計画や経営効率化に向けた努力の 要否を評価せずに分担金を負担している ということになり、明確な定量的根拠を持 たないまま税金を投入していることにな る。</p> <p>監査人としては、行政が毎事業年度にお いて民間の社会福祉法人等に対し、施設の 建替えを目的として補助を行ったりはし ないことを踏まえると、「分担金」自体が 不要であると考えるが、広域福祉施設事 務組合では平成 29 年度から事業計画を策定 し、経営効率化及び経営改善に向けた努力 を行っていくということであるため、松山 市が広域福祉施設事務組合の事業計画の 合理性を評価し、経営改善の進捗状況を監 視しながら「分担金をいくりにすべきか」 という議論を行うべきであろう。</p>	<p>松山広域福祉施設事務組合は、令和元年度 から施設の経営改善及び経費削減を含め た事業計画を策定しており、毎年度、庁内 関係課でその改善状況や分担金等につい て評価検証を実施している。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

保健福祉部 高齢福祉課 (養護老人ホーム事務組合)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 12) 事業計画及び施設更新計画に基づく施設運営継続の検討</p> <p>検出事項に記載のとおり(163~168 頁参照)、養護老人ホーム事務組合は、江南荘の入居者が減少する中、既に分担金収入に大きく依存する施設運営となっている。このまま利用者が減少していくと、松山市ほか構成市町が負担する分担金が増加しかねない。将来の市民負担増を回避するため、まず養護老人ホーム事務組合にて経営効率化に向けた自助努力が必要である。具体的には、入居者増加の可否を評価した上で歳出削減を中心とする経営改善事業計画を策定し、また、老朽化した施設の建替えに係る事務組合施設運営基金の投資を検討する必要がある。</p> <p>入居者増加の可否を評価するにあたり、まず、入居者が定員の 80%を下回っている要因分析とその解決策の策定を行うとともに関係各所に対する積極的な働きかけ等による反応を考慮して、実現可能な入居者を見積もる必要がある。</p> <p>歳出削減については、従来から入居者定員 250 名に対して定員数 41 名で職員を配置しているが、入居率が 80%を継続的に下回る状況において過剰な人員を配置していることを改善すべきである。</p> <p>なお、入居者増加の可否を評価するにあたり、江南荘が建設後 43 年経過した施設であって老朽化しているのみならず、国が求める介護保険法に対応する施設基準を満たしておらず、特定施設への移行ができないなど、セーフティネットの施設として社会が必要とする施設設備環境でないことが入居者減少に繋がっており、経営が悪化している大きな要因であることを踏まえる必要がある。そのため、養護老人ホーム事務組合が平成 29 年度に実施中の施設長寿命化計画を受け、時代のニーズに対応した施設への更新可否も併せて検討する</p>	<p>松山養護老人ホーム事務組合の経営改善について以下のとおり措置対応した。</p> <p>①令和元年度から、施設の経営改善及び経費削減を含めた事業計画を作成している。(現在、令和 3 年度~5 年度の第 2 期目) また、老朽化した施設の改修は構成団体の分担金を増額せず、施設運営基金を活用し進めている。</p> <p>②江南荘が入所者定数の 80%を下回っている主な要因は、施設老朽化による影響及び福祉事務所等への周知不足、サービス付高齢者向け住宅をはじめとした高齢者向け民間施設の増加などが考えられる。そこで、構成市町・福祉事務所・各病院(地域医療連携室)との連携強化並びに地域包括支援センターや社会福祉協議会などへの広報活動の強化により入所者増加への対応をしている。</p> <p>③施設の職員配置については、入所者定数ではなく現に入所している人数に対応した職員配置に改善している。</p> <p>④江南荘の廃止検討について、定員を下回るものの、同施設は各基準に準拠した養護老人ホームであり、松山圏域に必要なセーフティネットとして需要があるため、廃止は行わない。</p> <p>また、公共施設等管理計画を策定し、今後の施設整備を行っていく。</p>

(別紙1)

ことになるであろう。

事業計画を策定した結果、建替えに伴い多額の分担金の増加が見込まれる場合や事業計画策定後において受託事業収入の実績が事業計画を大きく下回り単年度収支が悪化することが想定される場合には、事業計画を再検討するだけでなく、江南荘の廃止に向けた検討を行う必要がある。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

保健福祉部 高齢福祉課 (養護老人ホーム事務組合)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 13) 松山養護老人ホーム診療所事業特別会計に係る人件費の計上誤り</p> <p>松山養護老人ホーム診療所に係る診療報酬請求事務担当者の人件費約8,000千円(概算)が過去から養護老人ホーム事務組合一般会計で計上されていた。すなわち、養護老人ホーム事務組合の歳出額が同額過大、診療所特会の歳出が同額過小であったことになる。</p> <p>特定の事業を行うため一般の歳入歳出と区分して処理するという特別会計の趣旨からすると、当該人件費は松山養護老人ホーム診療所事業特別会計で計上すべきである。</p>	<p>平成31年4月1日から、診療所事業特別会計で計上している。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

保健福祉部 高齢福祉課 (養護老人ホーム事務組合)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 14) 事業計画に沿った運営ができて いるかの検証</p> <p>上記のとおり、平成 28 年度において養 護老人ホーム事務組合では事業計画を策 定していない。</p> <p>松山市においては、養護老人ホーム事務組 合の事業計画や経営効率化に向けた努力 の要否を評価せずに分担金を負担してい るということになり、明確な定量的根拠を 持たないまま税金を投入していること になる。</p> <p>利用者の減少によって分担金負担が増 加する可能性があるため、松山市は養護老 人ホーム事務組合の事業計画の合理性を 評価し、経営改善の進捗状況を監視する べきである。</p> <p>事業計画を策定した結果、建替えに伴い 多額の分担金の増加が見込まれる場合や 事業計画策定後において受託事業収入の 実績が事業計画を大きく下回り単年度収 支が悪化することが想定される場合には、 事業計画を再検討するだけでなく、江南荘 の廃止に向けた検討を行う必要がある。</p>	<p>松山養護老人ホーム事務組合は、令和元年 度から、施設の経営改善及び経費削減を含 めた事業計画を策定しており、毎年度、庁 内関係課でその改善状況や分担金等につ いて評価検証を実施している。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

総務部 文書法制課・産業経済部 市場管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘5) 問題のある市場関係者を長期間処分できなかったことについて</p> <p>前述の「(3) 問題のある市場関係者を処分するルールについて」に記載のとおり、問題のある市場関係者を処分するルールとして、水産市場条例第22条に基づく許可の取り消しがあるが、許可取り消しという行政処分を実施するにあたり、必要な手続きを定めた適切なルールが存在していなかったため、この手続きのルールを定めた要綱の策定に時間を要したために、追加の未収金の発生を1年以上もの間止めることができなかった。</p> <p>現市場管理課の上席者及び担当者になってからは決算期をまたぐような長期にわたる債権未回収と最終的に徴収不能となりうる案件は発生したことはないとのことであるが、徴収期限を過ぎても納付されず未収となるケースはそれまでも度々あったようであり、リスク管理を考えればもっと早くに対策を練って長期未回収となることを想定したルール作りをすべきであったと考えられる。</p> <p>したがって、本件について問題のある市場関係者に対して条例に基づく適切な処分を適時に実行できなかったのは行政処分に係る手続きの未整備が原因であったと考えられることから、水産市場条例以外の松山市の条例に基づく罰則規定等が行政手続きの未整備または整備不良によって実効性のないものとなっていないか、本件を対岸の火事とは考えずに他の部課においても改めて確かめていただきたい。</p>	<p>【文書法制課】</p> <p>(1) 各課等が不利益処分をする際の処分基準について、令和元年11月15日を期限として実施した全庁調査の結果を基に、処分基準を未設定としているものの妥当性、設定している処分基準の有効性を分析中であったところ、全国的な押印の見直しの流れを受け、令和3年1月22日を期限として行政手続の見直しに係る全庁調査を実施したため、当該調査結果を踏まえ、改めて令和4年2月25日を期限として処分基準に係る全庁調査を実施した。</p> <p>その結果リスト化した松山市の不利益処分全559処分の処分基準の設定の有無及び処分基準の根拠法令を確認し、その妥当性や有効性を分析したところ、処分基準は全て適正なものであった。</p> <p>(2) 本市の条例の罰則規定は、各所管部署での適正な運用によって実効性のあるものになっていると考えているが、従来から採用年度別研修で不利益処分をする際のルールを職員に研修しており、さらに、令和元年度以降は職階別研修や各部署局の新任者研修等で、職員への研修を強化している。</p> <p>【市場管理課】</p> <p>令和2年6月に改正市場法が施行され、市場開設者(松山市長)が許可権者として卸売業者への立入検査をはじめ、指導監督をすることとなった。</p> <p>また、卸売業者以外の取引参加者等についても、条例等で規定する事項を遵守させるために必要な指導・監督体制を確保することとされた。</p> <p>上記の改正を受け、改正後の監督処分等の不利益処分について、松山市行政手続条例に基づく手続、処分基準を再確認するとともに、令和4年3月に「松山市中央卸売</p>



(別紙1)

	<p>市場卸売業者等に係る行政指導等に関する要綱」、「松山市公設花き地方卸売市場卸売業者等に係る行政指導等に関する要綱」及び「松山市公設水産市場卸売市場卸売業者等に係る行政指導等に関する要綱」を策定し、市場の関係条例・規則に規定されている行政指導、改善措置、命令及び監督処分をより実効性のあるものとした。</p>
--	--

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

環境部 環境モデル都市推進課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘1)ごみ処理原価計算方法のルールの整備</p> <p>採用した計算方法を継続的に適用し、誰がごみ処理経費の計算を実施しても同一の計算結果となるために、マニュアル等によるごみ処理経費の計算方法を定めたルールの整備が必要である。</p>	<p>令和2年度分から環境省の一般廃棄物会計基準に則ったごみ処理原価計算を行うこととした。また、継続的に同一の計算結果となるよう、同会計基準に基づく計算方法等のマニュアルを令和4年6月に策定した。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

環境部 環境モデル都市推進課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘2)ごみ処理経費計算と決算書他各種統計数値との整合性の確認</p> <p>市はごみ処理経費計算結果の適正性を検証し、集計される経費データの網羅性及び計算の正確性を担保するためには、ごみ処理経費計算と決算書他各種統計数値との整合性を確認しておく必要がある。しかしながら、松山市ではごみ処理経費と決算書等との整合性について確認を実施していない。</p> <p>また、決算書との不整合がある場合には、その理由の合理性について確認しておくべきである。ごみ処理経費計算の集計シートを工夫することにより、ごみ処理経費とそれ以外のデータの合計値が決算数値と一致していることを確認できるような仕組みを構築することが必要と考える。</p>	<p>ごみ処理経費の算出は、主に環境省の一般廃棄物処理事業実態調査への回答データを基礎とするため、実態調査回答作成時に、一般廃棄物処理に係る経費とともに、それ以外の経費も集計しながら、決算書データと金額を突合できるシートを作成した。</p> <p>これにより、決算書データと常に整合を取りながら集計作業を行う仕組みとした。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

環境部 環境モデル都市推進課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘3)資産の取得原価と固定資産台帳との不整合</p> <p>固定資産台帳は新地方公会計制度により、会計上の価額管理及び減価償却計算のため作成が必要であり、一方、施設減価償却年割一覧はごみ処理経費を構成する重要な要素である減価償却費を計算するために作成が必要となる。</p> <p>いずれもその作成根拠や目的は異なるものの、減価償却計算の基礎である取得原価は基本的には固定資産の金額と一致するはずであり、その差額については合理的な理由が求められる。松山市は施設減価償却年割一覧上の取得原価について固定資産台帳との整合性を確認する必要がある。</p> <p>また、横谷埋立センターの工作物のように、固定資産の計上のごみ処理経費計算の対象資産には含まれていないが、新地方公会計の固定資産台帳には含まれている施設もある。</p> <p>減価償却計算の主要素である対象資産・耐用年数が適切でないと、結果として減価償却費の計算に大きな影響を与える可能性があるため、この点についても十分な注意が必要である。</p>	<p>施設減価償却年割一覧は、クリーンセンター等の建設時の工事費総額をもとに取得原価を設定している。一方、固定資産台帳は門・柵・塀等の工作物を個別に計上しており、平成28年度に固定資産台帳を整備した際、工作物毎の取得価額を個別に把握できない場合、不明として計上しているものや、工事費から按分して算出しているものがあるため、取得原価と差額が生じているものである。</p> <p>令和2年度分から導入した環境省の一般廃棄物会計基準では、新地方公会計に基づいて整備された固定資産台帳をもとに計上することとなっているため、今後は、固定資産台帳を用いて、減価償却の計算や資産の計上を行う。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

総務部・契約課, 理財部・資産税課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘2)他社との業務委託の未検討について</p> <p>上記「(a)土地評価システム評価替え業務委託の随意契約について」に記載のとおり、当該業務委託は約 30 年間(評価替えごとに計 10 回)同一の事業者との随意契約をしており、システムの著作権を理由に他社との取引の可能性を検討することなく取引を実行し続けている。しかし、その契約実態を見るや、システム以外で実施される当該業者による評価のためのデータ基盤が主たる成果物であり、その成果物を基に全路線価の算出及び維持管理をする土地評価システムとは分けて発注することも可能であった。そのため、システムの著作権を一者特命の第一の理由とすることに正当性はないといえる。また、類似契約に関する他市実施の調査結果においても一者特命でない中核市が多いことから当該評価業務ができる業者がほかに存在しないわけではないため、本来であれば随意契約に先立ち少なくとも相見積もりが必要となる契約となるはずである。</p> <p>この点、上述の表&lt;随意契約の理由&gt;に記載の通りの松山市の回答があったが、いずれも「一者特命」であることに対する理由ではなく、「他社に依頼したとすれば追加開発コストが高くなる可能性が高い」ことを示す主観的な理由であり、他社への相見積もりや追加開発コストの試算に基づく客観的な証拠を提示するものではなかった。</p> <p>そのため当該契約方法は委託契約に関する松山市のルール趣旨に反しており、約 30 年もの間他社との契約の機会が失われたことで業務効率の改善の検討機会を逸失したという問題に加え、たとえその間に経費削減のための契約の一部見直しが行われていたのだとしても、他社との相見積もりや競争入札の未実施であったために適正な取引価格であるか否かが長期間検討されていないという重</p>	<p><b>【 資産税課 】</b></p> <p>令和4年度の土地評価システム評価替え業務委託において、以下のとおり業者選定を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・委託内容を「路線価要因等の調査・更新と結果データ作成業務」と「土地評価システム」に分割した。</li><li>・「路線価要因等の調査・更新と結果データ作成業務」は、令和4年7月に競争入札を実施し、落札業者と契約を締結した。</li><li>・「土地評価システム」は、現在の税基幹システムとの連携機能を構築済みのため、評価替え年度の令和6年度までは、現在のシステムを使用する。</li></ul> <p>以降については、税基幹システムの再構築の状況に合わせ検討を進める。</p> <p><b>【 契約課 】</b></p> <p>何故当該相手方しか業務履行ができないのかを詳細に記録に残し、必要に応じ、客観的な根拠資料(法令等の規定、履行確認を行った詳細な確認記録、他者の参考見積等)を添付するよう運用を改めた。</p> <p>また、実態を最も理解している担当課が責任をもって随意契約理由等を確認するため、随意契約チェックリストに新たに所属長による確認欄を設け、チェック機能を強化した。</p> <p>さらには、随意契約の適正な運用に繋げるため、今回の指摘事項及び上記見直し事項を庁内に周知した。</p>

(別紙1)

大きな問題があげられる。

現在はデータ基盤を管理できるシステムを導入するなど契約の見直しができる環境を整えているとの松山市の説明ではあるが、今後、実態を誤って解釈して一者特命随意契約が正当化されないことがないように、「契約の実態」を意識したチェック機能が働くような松山市の対応が望まれるところである。

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 納税課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘4)過去の履行実績の有無を選定条件とすることの是非</p> <p>上記「市税催告センター業務(以下、この項目において「催告センター業務」の委託業者選定について)に記載のとおり、松山市は市税催告センター業務の委託業者の指名競争入札の選定において、過去の履行実績の有無を選定の条件としているが、契約時の資料を見ると、この履行実績とは「官公庁」における同種・類似業務の履行実績のことである。</p> <p>この「官公庁」に限定する行為が催告センター業務において妥当かどうかについては、監査人が把握している限りでは「官公庁」に限定されることによるプラスの効果は「公債権の回収業務」に関する知識やノウハウがあることと考えられるが、この催告センター業務では滞留した債権の事後処理についての複雑な知識や経験を有しなればできない業務ではなく、債権回収のために架電・受電するノウハウや仕組みを持っている業者であれば履行可能な業務であると推認されることから、「官公庁」に限定されることによるプラスの効果は限定的であると考えられる。</p> <p>他方、「官公庁」に限定されることは新規業者の参入を制限することになる。もしこのような選定条件をすべての官公庁が採用した場合には、新規参入業者が全く生まれなくなるという機会の公平性の阻害の要因となり、入札によるコスト逡減効果が減退するという有効性の阻害の要因にもなるからである。したがって、「官公庁」に限定されることによるマイナスの効果は決して小さいとは言えないと考えられる。</p> <p>また、上述の「個人情報保護」「目的外利用の防止」などは一般商取引で当然に求められる法律上や契約上の義務であるため、民間企業相手の債権回収業者でも一定規模以上であれば必要な体制やルールを持っているはずであり、これは入札時の「仕様書」等に明示して入札前にその体制やルールの提示を</p>	<p>令和4年度の市税催告センター業務委託の業者選定で、委託業者の選定条件を「官公庁での電話催告業務の履行実績」から「民間を含む電話催告業務の履行実績」へ見直しを行った。</p>

(別紙1)

求めて評価すればいいだけのことであるから、「官公庁」の受託実績に限定しうる理由になるとは思えない。

このようにして考えると、官公庁の受託実績を選定条件として、原則的な選定業者数を下回る選定業者数とする例外的な取扱いをすることは、「委託契約事務の手引き」のルールを逸脱する行為であると考えられる。今後の契約にあたっては、例えば、民間契約を含む一定規模以上の債権の催告業務の受託実績の有無にとどめて選定範囲をより広くすることや、一般競争入札を検討するなど、契約事務における適切な改善が必要と考えられる。



(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 財政課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(指摘 1)売却可能資産の範囲及び内訳注記の記載誤り</b></p> <p>松山市は上記注記の売却可能額を記載していると説明した 96 百万円について、売却可能額ではなく貸借対照表における簿価を記載しており、売却可能額を記載していないことが判明した。</p> <p>また、松山市は注記の( )内に事業用資産・土地の貸借対照表上における簿価総額を記載していた。</p> <p>本注記の趣旨は、売却可能資産の売却可能額と貸借対照表上の簿価を示すことで、財務書類の利用者に売却可能資産の含み損益情報を提供するところにあると思われる。</p> <p>現状の様な注記の趣旨と異なる金額を記載すると、財務書類の利用者に誤解を与えかねない記述となってしまうことから、記載内容の再確認と記述の訂正が必要である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、令和 2 年度松山市財務書類の注記の見直しを行い、「5 追加情報 (2) 貸借対照表①売却可能資産の範囲及び内訳イ内訳」に売却可能資産の売却可能額と簿価を記載した。</p> <p>今後は、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、適切かつ明瞭な財務書類の作成を行っていく。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

消防局 地域消防推進課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘)消防ポンプ蔵置所跡地の普通財産への区分遅れ</p> <p>粟井分団3部ポンプ蔵置所の土地については、令和2年度の未利用地調査で利用の見込みがないものと判断され、さらに令和2年10月に消防ポンプ蔵置所が取り壊されているにもかかわらず、令和3年度においても、地域消防推進課が依然として行政財産として所管している。</p> <p>行政財産は行政目的達成のために使用されるものであるため、更地(施設がない)の状態の土地で、未利用地調査において利用の見込みがないものと判断された時点において普通財産に変更されなければならないはずである。</p>	<p>今回の指摘を踏まえて、令和3年11月に、行政財産から普通財産への区分変更を行いました。</p> <p>なお、業務フローを作成し、担当内で共有しました。今後は作成したフローに沿って業務にあたることとし、適正に事務を処理します。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 8) 個別施設計画における集計誤りについて</p> <p>個別施設計画の⑤清掃・雨水・公園の区分において、従来型のコスト見込み部分に対象ではない196か所の施設合計3.6億円が誤って含まれていた。そのため、⑤清掃・雨水・公園の10年間での従来型のコスト見込み額が8.6億円、削減見込み額が7.7億円と掲載されているところ、正しくは前者が5.0億円、後者は4.1億円と訂正する必要がある。</p>	<p>令和3年度末の松山市公共施設等総合管理計画の改訂にあわせて、指摘事項とされた個別施設計画における集計誤りを訂正した。</p>